

岩手県立大学と株式会社アイシーエスとの包括的連携に関する協定書

岩手県立大学と株式会社アイシーエスは、相互の包括的連携により地域の発展と教育活動の推進等に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岩手県立大学と株式会社アイシーエスが相互の包括的連携のもと、人的・知的資源の活用を図りながら地域情報化に関する諸課題に対応し、地域の発展と教育研究活動の推進等に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 地域への情報通信技術の活用に関すること。
- (2) 地域の情報通信技術の研究及び情報通信技術を利用したサービスの研究に関すること。
- (3) 地域の情報通信技術者及び学生の実践的教育に関すること。
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項。

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、岩手県立大学又は株式会社アイシーエスから申し出がない場合は、3年間更新するものとし、その後も同様とする。

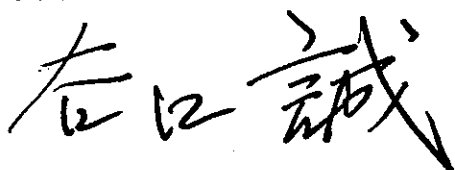
(協議)

第4条 この協定書に定めのない事項については、両者が協議し決定する。

本協定は2通作成され、いずれも正文である。

平成19年1月16日

公立大学法人岩手県立大学
学長



平成19年1月16日

株式会社アイシーエス
代表取締役社長

